

藤田医科大学ばんだね病院医療関連感染対策指針

施行 令和4年12月26日

改正 令和5年 7月24日

(医療関連感染に対する基本的な考え方)

第1条 病院内には、基礎疾患又はその治療のために易感染状態である患者や、感染性疾患を有する患者が多数来院・入院している。したがって、医療従事者は感染源となりうるヒトやモノから患者や教職員など病院に出入りするすべての人々を守る、つまり感染制御プログラムを遂行し、マニュアルに基づいた手指衛生の励行などの標準予防策を基本とした感染対策を実施しなくてはならない。

教職員や病院に出入りする委託業者・実習生など（以下、教職員などという）は、医療関連感染の発生を防ぐべく努力する責務を自覚し、医療関連感染対策に取り組み、周辺の医療関連施設との連携を含め病院全体として安全な医療を提供する。

(医療関連感染対策の組織に関する基本的事項)

第2条 安全管理部長を委員長とし、各専門職代表で構成される「感染対策委員会」（以下、委員会という）を設け、その下部組織として、主たる診療科から選出されたリンクドクター、各部署から選出されたリンクナース、又は部門感染対策担当で構成される「ICT運営委員会」（Infection Control Team。以下、運営委員会という）を設置する。

2. 前項に定める委員会、運営委員会及び感染対策室の役割及び運営については、藤田医科大学ばんだね病院感染対策委員会規程（平成8年規程第5号）、藤田医科大学ばんだね病院ICT運営委員会規程（平成19年規程第15号）及び藤田医科大学ばんだね病院感染対策室規程（令和4年規程第22号）の定めるところによる。

(医療関連感染対策のための研修に関する基本方針)

第3条 医療関連感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策、意識の向上、知識の習得などを目的として、すべての教職員などを対象に、原則として年2回院内感染対策研修会及び藤田医科大学ばんだね病院抗菌薬適正使用支援チームによる抗菌薬適正使用研修会を開催する。

2. 新採用者に対しては、入職時に医療関連感染対策に関する当院の方針と具体的な対策に関する研修を実施する。

3. 患者、家族及び面会者に対しては、感染対策に関する指導、啓発を実施する。

(感染症発生状況の報告に関する基本方針)

第4条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、届出が必要な感染症が発生した場合は、教授、看護長又は主治医等の責任者は、感染対策室に対し速やかに報告する。

2. 臨床微生物学検査室は、感染対策室に対し、多剤耐性菌を含む病原菌の分離状況について、定期的に又は状況に応じて報告する。

3. 感染対策室は、前項の報告に基づきアウトブレイクを察知し対応する。

(医療関連感染症発生時の対応に関する基本方針)

第5条 委員会は、前条第1項及び第2項に定める報告に基づき、必要に応じて当該患者及び環境を調査し、治療及び医療関連感染対策のための指導を行う。

2. 委員会が必要と認めた場合は、安全管理室に通知の上、発生した医療関連感染が医療安全上の問題として検討すべきかを協議する。
3. 教授、看護長又は主治医等の責任者は、院内感染対策マニュアル(別掲)に基づき対応するほか、委員会の指示に基づき、教職員などのほか、患者、家族、面会者に対する指導及び病棟内の医療関連感染対策を適切に実施するものとする。
4. 教授、看護長又は主治医等の責任者は、委員会より指示された患者について、当該患者の治療及び感染防止に適切な対策を講じるとともに、適時委員会に対し、経過を報告するものとする。
5. 委員会は、医療関連感染対策の追加又は変更が必要となった場合は、感染対策室及び各部署に対し、委員長の指示に基づいて直ちに通達、指導するものとする。
6. 各部署の責任者及び教職員などは、委員会及び感染対策室からの通達及び指導に従い、速やかに実施しなければならない。

(医療関連感染対策指針の公開に関する基本方針)

第6条 教職員などは、患者との情報の共有に努め、本指針は、病院のホームページに掲載し、患者及び家族などが閲覧できるように配慮する。

(その他の医療関連感染対策推進のために必要な基本方針)

第7条 医療関連感染対策の推進のために「院内感染対策マニュアル」を作成し、教職員などに周知するとともに、定期的に見直しを行い必要に応じて改訂する。

2. 必要に応じ保健所など行政関連機関と速やかに密接な連携を図る。
3. 特定の集団を対象にサーベイランスなどの手法を用いて、医療関連感染の発生に関する情報を収集、分析、解釈しその結果を現場の医療従事者と共有し、感染防止のために活用する一連のプロセスを実施する。

附則

1. この指針は、令和4年12月26日から施行する。
2. 令和5年7月24日一部改正

別紙

1. 標準予防策・感染経路別予防策
2. 感染管理に関する教育
3. サーベイランス
4. 抗菌薬の適正使用に関する教育
5. 滅菌・消毒に関する規定
6. 廃棄物に関する規定
7. 誤穿刺・粘膜曝露の対応